		日号外	ページ
三二	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件	二四	特54
三三	国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示	二五	143
三四	関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等の全部を改正する件	二五	143
三五	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件	二九	一
	○警　察　庁		
一	国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示	二五	143
			一三

二九	**○金　融　庁** 金融サービスの提供に関する法律施行令第二十二条第十三号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件	二	122
三〇	金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件を定める件	二	122
三一	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第十六条第一号イの規定に基づき、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件	二	122
三二	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第二十条第三項第一号イ等の規定に基づき、法人から除かれるもの等を定める件	二	122
三三	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第一項第二号の規定に基づき、金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者等を定める件	二	122
三四	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	七	二
三五	銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件	八	一
三六	中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する法融庁長官の指定する金融機関を定める告示の一部を改正する件	一六	135
三七	本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件	三〇	三
三八	電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する件	三〇	三
三九	保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準及び保険業法施行規則第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第百四十九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づく保険業法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約の一部を改正する件	三〇	146
	○金融庁、法務省		
三	社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件	七	126
四	電子記録債権法第七十二条第一項の規定に基づく届出により、本店の所在地を変更した件	三〇	三
一九一	**○総　務　省** 自治紛争処理委員の審査に関する件	二	二
一九二	政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件	四	125
一九三	海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件の一部を改正する件	八	127
一九四	電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件	一六	135
一九五	有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件	一六	135
一九六	地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件	一六	135
一九七	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件	一七	二
一九八	衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件	一七	二
一九九―二〇二	特定国外派遣組織を指定する件	一八	二
二〇三	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件	一八	138
二〇四	本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件	二二	140
二〇五	特定国外派遣組織を指定する件	二四	一